

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法及び行政事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学・就職準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項、第77条の2又は第78条第1項から第4項まで、第78条の2の徴収金の徴収に関する事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア生活保護システムから医療保険者等向けサーバー等への特定個人情報の連携 イ医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ウ医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号等の取得等 ※イ～エは、社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条、別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表における情報提供の根拠) 番号法第19条第1号、第8号及び別表の第23の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項 (別表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 総務法制係 住所: 中間市中間一丁目1番1号 電話番号: 093-246-6232
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 生活支援課 住所: 中間市中間一丁目1番1号 電話番号: 093-246-6247
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理、アクセス権限の発効・失効の管理、アクセス権限の管理を行うようにしており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

變更箇所

実行日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出期における説明
令和元年1月20日	1. したい権利保護項目 2. 対象人数 いつ時点の計数	平成28年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和元年1月20日	1. したい権利保護項目 2. 取得者数 いつ時点の計数	平成28年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 と事務の概要	①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務 ⑥生活保護法第63条の保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦生活保護法第77条第1項、第77条の2又は第78条第1項から第4、第78条の2の徴収金の徴収に関する事務	①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務 ⑥生活保護法第63条の保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦生活保護法第77条第1項、第77条の2又は第78条第1項から第4、第78条の2の徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助(中間ケア)費用徴収に関する事務 ア生活保護システムから医療保護費等向けサーバーへの特定個人情報データの送付 イ医療保護費等向け中間サーバー等における医療保護費の請求 ウ医療保護費等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ医療保護費等向け中間サーバー等における機関別符号等の取得等 ※イ～エは、社会医療診療報酬支払基金に委託して行う。	事前	
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体統合親システム	生活保護システム、中間サーバー、団体統合親システム、レシート管理システム、統合専用端末、医療保護費等向け中間サーバー等	事前	
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(書面法)第19条第7号及び別表第二の第9の1、10、14、16、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、1200項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第4号及び情報と定まる命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、28、32、39、44、47、52、53、55、58、59、60、202、59条の3 書面法第19条第7号及び別表第二の第26の2	(書面法)第19条第8号及び別表第二の第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、6、70、87、90、94、104、106、108、11、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第4号及び情報と定まる命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、32、24、25、26、29の4、27、28、32、33、39、44、47、52、53、55、58、59、60、202、59条の3 (別表)における情報提供の根拠 書面法第19条第8号及び別表第二の第2項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第4号及び情報と定まる命令第19	事前	
令和元年12月4日	1. したい権利保護項目 2. 対象人数 いつ時点の計数	令和元年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	
令和元年12月4日	1. したい権利保護項目 2. 取得者数 いつ時点の計数	令和元年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 と事務の概要	⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務	⑥生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金及び生活保護法第55条の5の進学準備金に関する事務	事後	法改正に伴う修正
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 個人情報の利用	・番号法第9条、別表の15の4及び第19条第15条 ・番号法第9条の主務官庁で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条、別表の23の項 ・番号法第9条の主務官庁で定める事務を定める命令第15条	事後	法改正に伴う修正
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	(別表)における情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表の第23の2項 番号法第9条第4号及び情報と定まる命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、28、32、24、25、26、29の4、27、28、32、33、39、44、47、52、53、55、58、59、60、202、59条の3 (別表)における情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の第26の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第4号及び情報と定まる命令第19	(別表)における情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表の第23の2項 番号法第9条第4号及び情報と定まる命令第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、28、32、24、25、26、29の4、27、28、32、33、39、44、47、52、53、55、58、59、60、202、59条の3 (別表)における情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第42の項	事後	法改正に伴う修正
令和元年12月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正の停止請求 請求先	総務部 総務課 文書法制度係 住所：中間市中間一丁目1番1号 電話番号：093-246-6232	総務部 総務課 総務法制度係 住所：中間市中間一丁目1番1号 電話番号：093-246-6232	事後	
令和元年12月4日	1. 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体統合親システム、レシート管理システム、統合専用端末、医療保護費等向け中間サーバー等	(標準準拠対応)生活保護システム、中間サーバー、(標準準拠準拠)団体統合親システム、レシート管理システム、統合専用端末、医療保護費等向け中間サーバー等	事前	
令和元年12月4日				事後	様式改定による項目追加